利用規約

店舗名 Dance Studio SUBS(以下、本クラブといいます)のご利用に際し、 下記の事項を 厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃 等の決定手続きを含む)は 株式会社 ForWard が行います。

第2条

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。 また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、 会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。 また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、 定める会費・ 入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めるこ とがあります。 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きを とらなければなりません。 この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基 づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。 なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金 は返還しません。

第5条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または 除名をすることができます。

- 1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。 (除名の場合も除名 以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
- 3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
- 5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、 金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

第7条

- 1. 当スタジオのウェブサイトや SNS にレッスン風景やイベントの様子を画像や動画で使用します。また会員はそれに不都合がある場合は当スタジオまで申し出ることとします。
- 2. 当スタジオの周辺での路上駐車や他者敷地内への無断駐車は禁止いたします。
- 3. 当スタジオの周辺での立ち話による騒音や、近隣の方への迷惑になるような行為は固く 禁止いたします。
- 4. 講師陣や会員同士の電話番号・メールアドレス・その他連絡先を本人の許可無しに外部 の方へ知らせることは禁止いたします。会員同士で連絡先を交換する際は各自責任のも と行うこととします。

第8条

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。 また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、 あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第9条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
- 2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第 10 条

- 1.会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
- 2.本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
- 3.会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導

行為を行ってはならないものとします。

第11条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。 この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第 12 条

本規約は2025年7月1日より施行します。